

## 第6章 所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について

この章では、第1章から第5章で紹介した所有者の探索や制度活用に当たり参考となる

- ・ 専門家に依頼できる業務内容 (6-1)
- ・ 所有者の探索や制度活用等に必要な費用 (6-2)
- ・ 所有者の探索等に活用できる補助制度 (6-3)
- ・ 専門家に相談する際の相談窓口 (6-4)

について紹介します。

なお、専門家へ業務委託する際の詳細な手続、必要となる書類等、及び報酬金額等は、実際の事業内容や状況により大きく変動するため、詳細については実際の業務に応じて事前に依頼する専門家等へ確認する必要があります。

## 6-1 専門家に依頼できる業務内容について

第1章から第5章で紹介した所有者の探索や制度活用に当たっては、各種の専門家の協力を得ながら業務を進めることで、効率的に事業を進捗させることが可能となります。以下に示す各土業等については、受託できる業務に重複もあり、場合によってはいずれの専門家に相談するべきか、判断しづらいことがあります。

このため、以下では、それぞれの土業等に依頼できる主な業務について紹介します。

### (1) 弁護士

- ・財産管理制度全般について、法律相談・代理手続
- ・不在者財産管理人、相続財産清算人、所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人としての業務
- ・用地権利者間の遺産分割協議・調停・審判、共有物分割請求訴訟に関する法律相談・代理手続
- ・土地の境界確定訴訟に関する業務（筆界特定制度の申請代理業務）
- ・上記業務に伴う、所有権登記名義人等やその相続人の探索や所在の確認
- ・その他、法律問題全般に関する相談・代理手続

弁護士は、土地の活用を検討している関係機関や当事者の依頼により、どのような法的手続を行うことで土地の活用を実現することができるのか、全体を見通した法的助言を行うことができます。

### (2) 司法書士

- ・相続、寄附、交換、売買、時効などを原因とする登記その他権利に関する登記手続の代理及び相談業務（公共嘱託登記司法書士協会を含む。）
- ・後見開始審判申立書等の作成及び相談業務並びに成年後見人等としての業務
- ・財産管理処分等に関する業務並びに財産管理人等の選任申立書等の作成及び相談業務
- ・不在者財産管理人、相続財産清算人、所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人としての業務
- ・遺産分割調停申立書、相続放棄申述書等の作成及び相談業務
- ・上記業務に伴う、所有権登記名義人等やその相続人の探索や所在の確認
- ・その他、司法書士は、土地の買収等を検討している官公庁等の依頼により、所有者等の特定、権利関係等の確認から、成年後見制度、財産管理制度の利用、登記手続の助言、代理等を通じて、公共事業の円滑な実施に寄与することができます。

### (3) 土地家屋調査士

- ・表示に関する登記申請手続の代理及び相談業務（不動産の表題部所有者の更正登記、土地の分筆登記、地積更正登記、建物の表題変更登記、建物の滅失登記等）
- ・土地の境界に関する業務（土地の筆界を明らかにする業務。それらの業務についての調査・測量、筆界特定の手続についての代理、書類の作成及び相談業務）
- ・鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務
- ・土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務
- ・上記業務に伴う土地所有者、隣接土地所有者及びその相続人の探索
- ・土地の境界確認等に必要な所有者不明土地管理人としての業務
- ・その他、土地家屋調査士（公共嘱託登記土地家屋調査士協会を含む。）は、土地の買収等を検討している官公庁等の依頼により、土地の分筆登記等において土地の所有者や境界確認に必要な隣接土地所有者が不明の場合、その探索方法や財産管理制度の利用、登記手続の助言、代理等を通じて、公共事業の円滑な実施に寄与することができます。

### (4) 行政書士

- ・権利義務・事実証明に関する書類の作成及び相談業務  
例) 現在の所有関係等を分かりやすく把握するための親族・相続関係図の作成、遺産分割協議書の作成による所有関係の整理
- ・官公署に提出する書類の作成・相談及び提出手続代理業務  
例) 認可地縁団体の認可申請手続、国土利用計画法・農地法・森林法等に基づく申請手続
- ・上記業務に伴う、所有権登記名義人等やその相続人の探索や所在の確認  
なお、許認可等に関する審査請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができます（特定行政書士）。

### (5) 税理士

- ・国税及び地方税全般に関する税務代理  
例) 税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告・申請・請求若しくは不服申立てにつき、代理・代行する。  
例) 税務官公署の調査に関し税務官公署に対してする主張・陳述につき、代理・代行する。  
例) 税務官公署の処分に関し税務官公署に対してする主張・陳述につき、代理・代行する。
- ・国税及び地方税全般に関する申告書、申請書、不服申立書等の作成
- ・国税及び地方税全般に関する相談業務  
例) 相続税を算定するにあたっての財産評価や相続税の特例措置（軽減措置）などの相談

例) 不動産を譲渡するにあたっての特例措置(軽減措置)などの相談

## (6) 不動産鑑定士

### ・不動産の鑑定評価業務

例) 地域福利増進事業の補償金算定のための鑑定評価、管理財産の処分時の価格に関する鑑定評価、相続財産に関する鑑定評価、訴訟時における権利調整のための鑑定評価、社会資本整備時の補償金算定のための鑑定評価、農地・林地の鑑定評価 等

### ・不動産の利用・取引・投資に関するコンサルティング

例) 地域福利増進事業の補償金算定支援コンサルティング、地域福利増進事業の土地賃借事例に関するコンサルティング、所有者不明土地の有効活用に関するコンサルティング、開発事業内に存する所有者不明地の取扱に関するコンサルティング 等

### ・不動産の特性分析に基づく需要動向のコンサルティング

### ・不動産の維持管理計画の策定

### ・土地等の不動産の履歴調査

### ・その他不動産全般に係る相談・助言業務

例) 所有者の探索の支援から鑑定評価まで一貫した相談・助言業務 等

## (7) 補償コンサルタント

### ・公共事業に必要な土地等の取得等に関連する業務

#### ○司法書士と自治体との連携事例：

- ・ダム建設事業に伴う移転者を対象とした、不動産の相続、売買等に関する相談を実施するため、ダム建設事業主体と業務委託契約を締結した。(福井県司法書士会)
- ・新産業団地の用地取得にあたり、計画区域内に所有者不明土地が存在したことから、当該土地の所有者にかかる不在者財産管理人選任の申立書の作成を内容とする業務委任契約を司法書士と締結した。また、申立てにおいて、当該市は当該司法書士を財産管理人として選任することを希望する上申書を提出し、家庭裁判所により当該司法書士が財産管理人に選任された。(石川県司法書士会)

### ○土地家屋調査士と自治体との連携事例

- ・公共事業に伴う用地取得に当たり、登記簿上の表題部所有者の氏名、住所等が変則的に記録され、真の所有者の特定が困難な土地について、行政が保管する文書及び地元での資料調査、自治体職員との連携による聞き取り調査を行い所有者の特定を行った。
- ・防災の観点から、狭隘道路の解消を行うに当たり、自治体との連携により不明道路所有者の特定を行った。

### ○行政書士と自治体との連携事例：

- ・ 農業委員会の所掌する業務のうち、所有者の所在の把握が難しい農地の権利調査及び相続関係図の作成を内容とする業務委任契約を締結した。（福岡県行政書士会・宮崎県行政書士会）
- ・ 保有林造成に係る地上権契約の再延長を目的とした所有者調査を内容とする業務委託契約を締結した。（新潟県行政書士会）
- ・ 道路内民地について、当該道路を管理する行政庁への所有権移転を行うことを目的として、当該土地についての権利調査、相続関係図の作成及び土地贈与申出書の作成等を内容とする業務委託契約を締結した。（静岡県行政書士会）
- ・ 集落の入会地を登記するため、土地の所有権登記を目的とする認可地縁団体設立の申請を行政書士が行い、設立後は司法書士に依頼して同団体を所有権者とする登記申請を行った。（島根県行政書士会）
- ・ 町で縁故所有地の処分を進めており、a.地縁団体を設立し、集落名義にする、b. 町に返還する、c.今のまま町名義の縁故所有地として利用する、のうちいずれかを選択することとなった。この際、行政書士は書類作成及び、設立総会の運営、認可地縁団体の設立等を行った。（兵庫県行政書士会）

### ○不動産鑑定士と自治体との連携事例

- ・ 地域福利増進事業に係る補償金算定のため、補償金算定のための不動産鑑定評価業務と同時に、事業者と補償金算定に関するコンサルティング業務委託契約を締結した（※）。

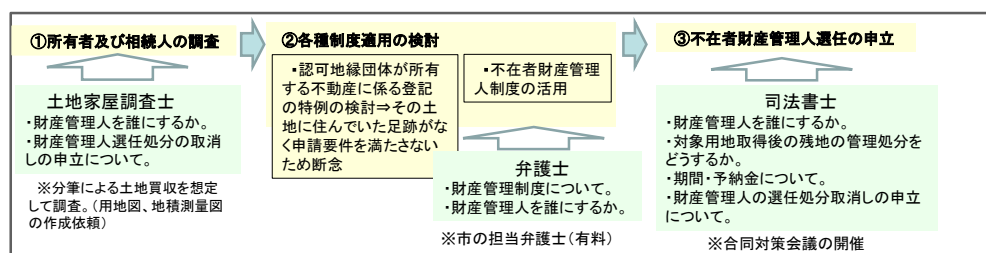
（※）公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会では、地域福利増進事業を実施する際に不動産鑑定士が行う業務の内容に関し、「所有者不明土地の利活用のための地域福利増進事業に係る鑑定評価等に関する実務指針」を作成して公表しております。

国土交通省では、平成 28 年度に以下のモデル事業を実施しました。

○弁護士・司法書士・土地家屋調査士と自治体との連携事例：

- ・市道整備事業に伴う用地取得にあたり、計画区域内に所有者不明土地が存在したことから、財産管理制度をはじめ各種関係制度の活用について、弁護士（市の担当弁護士）・司法書士（合同対策会議の設置）・土地家屋調査士（個別契約）に相談等行った。

< 専門家との連携の流れ >



○司法書士会と自治体合同での対策会議の開催：

- ・土地区画整理事業の計画区域内に複数の所有者不明土地が存在したことから、所有者探索を行うにあたり司法書士から各種の助言を得ることを目的として、自治体担当者及び司法書士をメンバーとする対策会議を設置した。(神奈川県司法書士会)
- ・地籍調査の対象区域に所有者の相続人がいない土地があったことから、財産管理制度を活用することにより筆界未定を回避できないか検討するため、自治体担当者及び司法書士をメンバーとする対策会議を設置した。(東京司法書士会)

## 6-2 費用について

所有者の探索や制度活用等に必要な費用について、以下のとおり紹介します。

### (1) 登記情報や戸籍等の取得に係る費用

#### (a) 登記記録

法務局（登記所）からの登記事項証明書の交付や、法務大臣が指定する法人が行う登記情報提供サービスの利用には、以下の手数料が必要となります。登記事項証明書の交付を郵送で受ける場合は、手数料のほか送料が必要です（表 6-1）。

表 6-1：登記記録に記録された内容の確認方法と手数料等

方法	手数料	送料	備考
法務局（登記所）へ申請	証明書 1 通当たり 600 円（1 通の枚数が 50 枚を超える場合には、以降 50 枚ごとに 100 円加算）	郵送で受け取る場合に負担（実費）	
オンライン（インターネット）申請	【窓口で受け取る場合】 1 通当たり 490 円（1 通の枚数が 50 枚を超える場合には、以降 50 枚ごとに 100 円加算）		
	【郵送で受け取る場合】 1 通当たり 520 円（1 通の枚数が 50 枚を超える場合には、以降 50 枚ごとに 100 円加算）	送料は左記手数料に含まれる	
登記情報提供サービスでの確認	【初期登録費用】 個人 300 円 法人利用 740 円 国及び地方公共団体等 560 円 【利用手数料】 登記の全部事項一件につき 331 円		法的証明力は無い

#### (b) 住民票の写し等

住民基本台帳を管理する市区町村において、住民票の写し等の交付を受けることとなりますが、その手数料は自治体によって異なります。

住民票の写し等の交付手数料は、一通につき数百円と定めている自治体が多く、郵送により交付申請をする場合には、送料の実費に加えて、手数料納付のために購入する定額小為替の手数料又は現金書留などの料金が必要です。



(c) 戸籍の附票の写し

戸籍が置かれている市区町村（本籍地市区町村）から戸籍の附票の写しの交付を受けることとなりますが、その交付手数料は自治体によって異なります。

戸籍の附票の写しは1通300円程度が標準的です。また、郵送により交付申請をする場合には、送料の実費に加えて、手数料納付のため購入する定額小為替の手数料又は現金書留などの料金が必要です。

(d) 戸籍謄本等

戸籍謄本等の交付手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、戸籍謄本は1通450円、除籍謄本は1通750円、改製原戸籍謄本は1通750円と標準が定められていますが、その手数料は自治体によって定められていますので、確認が必要です。

また、郵送により交付申請をする場合には、送料の実費に加えて、手数料納付のため購入する定額小為替の手数料又は現金書留などの料金が必要です。

## (2) 財産管理制度の活用に係る費用

用地取得等を行うべく不在者財産管理制度<sup>45</sup>、所有者不明土地管理制度<sup>46</sup>、相続財産清算制度<sup>47</sup>を活用する場合、裁判所への申立てにより財産管理人の選任を受けて、その財産管理人との間で必要な契約等を行うこととなります。一連の手続については、弁護士・司法書士等の法律専門家の助言を受けるか、法律専門家に依頼（依頼できる業務の範囲は、法律専門職ごとに異なります。）して実施することが一般的です。ここではその際に要する費用についてまとめました。

(a) 財産管理制度における財産管理人選任の申立手数料

家庭裁判所への不在者財産管理人選任又は相続財産清算人選任の申立てには収入印紙（一件あたり800円）、連絡用の郵便切手（必要額は申立てを行う家庭裁判所へ確認）に係る費用が必要です。

地方裁判所への所有者不明土地管理命令の申立てには、収入印紙（申立ての対象となる土地（共有持分の場合はその持分）の筆数1筆につき1,000円）、連絡用の郵便切手（必要額は申立てを行う地方裁判所へ確認）に係る費用が必要です。

(b) 財産管理制度の官報公告料（所有者不明土地管理制度及び相続財産清算制度の

---

<sup>45</sup> 第2章2-1

<sup>46</sup> 第2章2-3参照

<sup>47</sup> 第2章2-2参照

場合のみ)

相続財産清算制度においては、「相続人がいない」ことの確認のため、相続財産清算人選任の公告、相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告及び相続人搜索の公告を行います。

相続財産清算人選任の公告及び相続人搜索の公告は、家庭裁判所が行うこととなっており、官報公告料としてそれぞれ5,075円を予納金として納付する必要があります。

相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告は、相続財産清算人が官報販売所に依頼する必要があります。官報公告料は1行あたり3,947円で、実務では、13行から15行くらいで掲載されることが多く見られるようです。

所有者不明土地管理制度においては、所有者不明土地の所有者に対する手続保障を図る観点から、所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあったこと等の公告を行います。この公告は地方裁判所が行うこととなっており、官報公告料として5,489円を予納金として納付する必要があります。

(c) 財産管理制度の予納金（財産管理人報酬等）

財産管理人の報酬を含む管理費用は管理財産を処分した中から支払われますが、管理する財産が少なく報酬を含む管理費用を捻出できないと見込まれるときには、申立人は報酬を含む管理費用の相当額を予納金としてあらかじめ裁判所に納めることが求められます。予納金の金額については申立てを行った裁判所の指示に従って納めることとなります。

管理する財産により金額は異なりますが、裁判所や財産管理人候補者との調整により予納金が不要となった事例や、用地買収の対象となる財産の価値が低くても、不在者が持つ他の財産により予納金が不要となった事例があります。

(d) 財産管理制度における権限外行為許可申立ての申立手数料

土地の活用を進めるため所有権の移転などをする場合は、裁判所へ権限外行為許可申立てを行い、許可の裁判を受ける必要があります。そのための申立手数料として、収入印紙（不在者財産管理制度又は相続財産清算制度の場合は一件あたり800円。所有者不明土地管理制度の場合は無料）、連絡用の郵便切手（必要額は申立てを行う裁判所へ確認）に係る費用が必要です。

(3) 専門家に業務委託する際の報酬（参考金額）

(a) 弁護士

所有者不明の土地に関して、まずは個々の弁護士事務所又は各地の弁護士会等で実施している法律相談で相談することが可能です。法律相談は時間当たりの定

額で設定されることが多いですが、各弁護士・弁護士会により設定が異なることから、事前にご確認ください。

なお、業務委託をする際の弁護士費用の金額は、主に「弁護士報酬（着手金・報酬金方式、時間制報酬方式等による）」のほか「実費」等がかかりますが、弁護士会が定める一般的な報酬基準はなく、個々の弁護士が設定する報酬基準に従って、事案ごとに弁護士が依頼者との契約によって定めることになっています。

弁護士費用は、事件の種類、手数の多寡、事案の複雑さ等によって異なるため、詳しくは依頼する弁護士に事前にご確認ください。

#### (b) 司法書士

司法書士報酬の金額は、業務ごとに依頼者との契約によって決定されており、具体的な基準はありませんが、日本司法書士会連合会では、司法書士に業務を依頼する場合の参考に資するため、全国の司法書士に対してアンケートを実施し、その結果を公表しています（2024年（令和6年）3月実施）。

このアンケートは、司法書士が受任する頻度の高い一般的な依頼内容を想定しているため、所有者探索において特別な調査が必要となった場合や、当該事業での所有権移転登記の前提となる登記がされていない場合などは、それぞれの状況に応じて基本的な報酬が加算されるほか、取引立会いの報酬、日当、交通費等が発生することもあります。ここで掲載する報酬金額等はあくまでも参考にとどめ、実際の業務における報酬等の詳細については、事前に依頼する司法書士等に確認してください。また、ここで示した金額には登録免許税等のほか、所有者探索のため申請する登記事項証明書等の交付手数料は含みません。

#### 所有権移転登記－1 売買

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1,000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

【有効回答数：1,082／平均：56,678円】

#### 所有権移転登記－2 相続

相続を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1,000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、戸籍謄本等5通の交付請求、登記原因証明情報（遺産分割協議書及び相続関係説明図）の作成及び登記申請の代理をした場合。

※法定相続人は3名で、うち1名が単独相続した場合

【有効回答数：1,109／平均：74,888円】

#### 所有権移転登記－3 名義人住所変更登記

土地1筆及び建物1棟に登記されている所有者の住所変更登記手続の代理業務を受任し、住民票の写

し1通の交付請求及び登記申請の代理をした場合。

【有効回答数：1,094／平均13,913円】

(c) 土地家屋調査士

土地家屋調査士報酬額は、業務ごとに各土地家屋調査士と依頼者との契約によって決定されており、具体的な基準はありませんが、日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士に業務を依頼する場合の参考に資するため、全国の土地家屋調査士に対してアンケートを実施し、その結果を公表しています（2022年（令和4年）実施）。

このアンケートは、土地家屋調査士が受任する頻度の高い一般的な依頼内容を想定しているため、所有者探索において特別な調査が必要となった場合などは、それぞれの状況に応じて基本的な報酬が加算されることがあります。ここで掲載する報酬金額等はあくまでも参考にとどめ、実際の業務における報酬等の詳細については、事前に依頼する土地家屋調査士等に確認してください。また、ここで示した金額には登録免許税等のほか、登記事項証明書等の交付手数料は含みません。

なお、業務委託が前提での相談は無料であることが一般的です。その他の相談であって、業務委託に至る前の相談については、時間当たりの定額で設定されることが多いですが、各土地家屋調査士により設定されることとなっていることから、事前にご確認ください。

土地地目変更登記

【全国における平均報酬額：46,589円】

土地分筆登記（提出済み地積測量図がある場合）

【全国における平均報酬額：422,909円】

(d) 行政書士

行政書士報酬額は、業務ごとに各行政書士と依頼者との契約によって決定されており、具体的な基準はありませんが、日本行政書士会連合会では、行政書士に業務を依頼する場合の参考に資するため、全国の行政書士に対してアンケートを実施し、その結果を公表しています（2015年（平成27年）実施）。

このアンケートは、行政書士が受任する頻度の高い一般的な依頼内容を想定しているため、所有者探索において特別な調査が必要となった場合などは、それぞれの状況に応じて基本的な報酬が加算されることがあります。ここで掲載する報酬金額等はあくまでも参考にとどめ、実際の業務における報酬等の詳細については、事前に依頼する行政書士等に確認してください。

### 相続人及び相続財産の調査

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
366	55	110	105	13	9	57	11	6	59,230	3,000	615,600	50,000
100.0%	15.0%	30.1%	28.7%	3.6%	2.5%	15.6%	3.0%	1.6%				52件

### 遺産分割協議書の作成

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
596	94	166	162	44	23	77	21	9	59,807	3,000	810,000	50,000
100.0%	15.8%	27.9%	27.2%	7.4%	3.9%	12.9%	3.5%	1.5%				69件

### 遺言書の起案及び作成指導

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
352	36	101	107	25	19	56	6	2	57,726	2,000	500,000	50,000
100.0%	10.2%	28.7%	30.4%	7.1%	5.4%	15.9%	1.7%	0.6%				49件

### 地縁団体認可申請

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
15	0	3	6	2	0	4	73,000	30,000	200,000	50,000
100.0%	0%	20.0%	40.0%	13.3%	0%	26.7%				3件

### 自治会、町内会等の法人化手続

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
10	2	3	0	1	0	3	1	107,000	30,000	250,000	30,000
100.0%	20.0%	30.0%	0%	10.0%	0%	30.0%	10.0%				2件

### (e) 税理士

税務相談等の税理士業務に係る報酬額は、税理士会等が定める一般的な報酬基準はありません。個々の税理士が、自己の専門的能力、経験実績などを勘案して、独自に報酬基準を定めています。事案ごとに税理士が依頼者との契約によって定めることになっていきますので、事前にご確認ください。

(f) 不動産鑑定士

不動産の鑑定評価及びコンサルティング等に係る報酬の金額は、業務ごとに対象不動産の種類・規模、コンサルティングの業務内容等により依頼者との契約によって決定されます。詳細は不動産鑑定士又は後記の相談窓口までご相談下さい。

(4) 所有権移転登記等の登録免許税について

所有権移転登記などには登録免許税が課税されます。税額は原則として、課税標準に登記の種類ごとに定められた税率を乗じて計算され、相続を原因とする所有権移転登記の場合、課税標準は現在固定資産税評価額を基礎とするとされ、税率は1,000分の4となります。

固定資産税評価額は固定資産評価基準により、地目（宅地、農地（田・畑）、鉱泉地、池沼、山林、原野及び雑種地）別に正常売買価格を基礎として定められた1㎡あたりの評価額に登記を行う1筆の地積（㎡）を乗じた金額です。なお、課税標準の1,000円未満の端数は切り捨て、課税標準が1,000円未満の場合は1,000円として計算され、その計算された金額に100円未満の端数がある時はそれを切り捨てた金額、計算された金額が1,000円未満の場合は1,000円が登録免許税額となります。

例1) 1ha（10,000㎡）の農地（地目は一般田）を相続する場合

※一般田の固定資産税評価額は1㎡あたり100.53円<sup>48</sup>

課税標準：100.53（円/㎡）×10,000（㎡）＝1,005,000円

※課税標準の1,000円未満の端数は切り捨て

登録免許税額：1,005,000円×（4/1,000）＝4,000円

※税額の100円未満の端数は切り捨て

例2) 1ha（10,000㎡）の山林（地目は一般山林）を相続する場合

※固定資産税評価額は1㎡あたり13.54円<sup>49</sup>

課税標準：13.54×10,000（㎡）＝135,000円

登録免許税額：135,000円×（4/1,000）＝540円

この場合には、計算された金額が1,000円未満のため、登録免許税額として1,000円が課されます。

なお、平成30年度税制改正により、次の登録免許税の免税措置が設けられ、また、令和4年度税制改正及び令和7年度税制改正により見直しがされております。

<sup>48</sup> 平成30年度固定資産の価格等の概要調書による。

<sup>49</sup> 平成30年度固定資産の価格等の概要調書による。

- ① 個人が相続（相続人に対する遺贈も含みます。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権移転登記を受ける前に死亡したときは、令和9年3月31日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされました。
- ② 土地について相続（相続人に対する遺贈も含みます。）による所有権移転登記を受ける場合において、当該土地の不動産の価額が100万円以下の土地であるときは、令和9年3月31日までの間に受ける当該土地の相続による所有権移転登記については、登録免許税を課さないこととされました。

### 6-3 補助制度について

所有者の探索等に活用できる補助制度について、以下のとおり紹介します。

#### (1) 所有者不明土地対策事業費補助金

地方公共団体や所有者不明土地利用円滑化等推進法人<sup>50</sup>等（特定非営利活動法人、民間事業者等）が、所有者不明土地等対策や空き地の利活用等に資する先導的な取組を実施する場合、その経費等について補助を受けることができます。

（主な補助事業等）

- ・所有者不明土地・低未利用土地の実態把握
- ・所有者不明土地・低未利用土地に関する広報・啓発
- ・所有者不明土地対策計画<sup>51</sup>の作成

#### (2) 社会資本整備総合交付金

地方公共団体等が行う社会資本整備（社会資本整備総合交付金交付要綱第6に掲げる各事業をいう。）その他の取組を支援するものとして、社会資本整備総合交付金制度があります。

当該交付金制度の交付対象事業は多岐にわたり、また、交付金の使途は事業ごとに異なりますが、社会資本整備の実施に先立つ用地取得等の際に、司法書士や補償コンサルタント等に依頼して、土地所有者の調査等を行う場合の司法書士等への報酬に充てることが可能となる場合があります。

詳細な取扱いについては、個別事業ごとに、国土交通省地方整備局や関連の事業部局に確認してください。

#### (3) 機構集積支援事業

農業委員会等が所有者不明農地の権利関係調査等を行う場合、その経費について、交付金により支援しています。

#### (4) 所有者不明農地対策事業

都道府県農業委員会ネットワーク機構が中心となり、農業委員会等における所有者不明農地の解消や活用の取組を伴走支援し、当該解消等の事例の情報発信等を行うための必要な経費を支援しています。

---

<sup>50</sup> 所有者不明土地利用円滑化等推進法人は、所有者不明土地法に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的として、市町村による指定を受けた特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人をいいます。

<sup>51</sup> 所有者不明土地対策計画は、所有者不明土地法に基づき、市町村が定める所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画をいいます。



## (5) 土地改良関係の助成

国の補助を受けて行う土地改良事業の計画の策定等に当たり、土地の権利関係の調査等に対し助成が受けられます。

(主な補助事業等)

- ・ 農業競争力強化基盤整備事業
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 土地改良区機能強化支援事業

## (6) 森林整備地域活動支援対策（林業・木材産業循環成長対策交付金）

森林整備地域活動支援対策は、森林所有者等が施業の集約化等に関する事項を含めた森林経営計画の作成や森林施業の実施に不可欠な境界の明確化等の地域活動を実施するために必要な経費について、定められた交付金の上限額の範囲内で交付を受けることができる制度です。

所有者の探索という点では、森林経営計画の作成や森林境界明確化の地域活動に付随して行う、不在村者を含む森林所有者情報の取得等の地域活動に必要な経費が、この交付金の対象となります。詳細については、林野庁の担当部局に確認してください。

## 6-4 相談窓口について

専門家に相談する際の相談窓口について、以下のとおり紹介します。

### (1) 弁護士

各地の弁護士会では、各種法律相談に応じるための窓口を設置しています。

例えば、所有者の探索に当たっては、不動産登記記録上の所有権登記名義人等の調査をし、その所在が不明の場合には、不在者財産管理人選任の申立て等を行うことが必要になります。また、所有権登記名義人等が既に死亡し、その相続人のあることが明らかでない場合には、相続財産清算人選任の申立てをします。これらの法的手続に関する相談をしたい場合や、財産管理人選任申立ての代理等を依頼する必要がある場合には、弁護士に相談することができます。

所有者不明土地を活用するに当たり、事案に応じた法的な問題点や手続の内容、財産管理人選任申立てや訴訟の依頼等について弁護士との相談が必要な場合には、最寄りの弁護士会に連絡し、相談窓口の連絡先を確認してください（表 6-2）。

表 6-2: 弁護士会一覧 (2025 年 4 月 1 日現在)

弁護士会名	〒	住所	電話	F A X
札幌弁護士会	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 7 階	011-281-2428	011-281-4823
函館弁護士会	040-0031	函館市上新川町 1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
旭川弁護士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9527	0166-46-8708
釧路弁護士会	085-0824	釧路市柏木町 4-3	0154-41-0214	0154-41-0225
青森県弁護士会	030-0861	青森市長島 1-3-1 日赤ビル 5 階	017-777-7285	017-722-3181
岩手弁護士会	020-0022	盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2 階	019-651-5095	019-623-5035
仙台弁護士会	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
秋田弁護士会	010-0951	秋田市山王 6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
山形県弁護士会	990-0042	山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階	023-622-2234	023-635-3685
福島県弁護士会	960-8115	福島市山下町 4-24	024-534-2334	024-536-7613
茨城県弁護士会	310-0062	水戸市大町 2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
栃木県弁護士会	320-0845	宇都宮市明保野町 1 番 6 号	028-689-9000	028-689-9018
群馬弁護士会	371-0026	前橋市大手町 3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
埼玉弁護士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
千葉県弁護士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関 1-1-3 6 階	03-3581-2201	03-3581-0865
第一東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関 1-1-3 11 階	03-3595-8585	03-3595-8577
第二東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関 1-1-3 9 階	03-3581-2255	03-3581-3337
神奈川県弁護士会	231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-201-1811	045-212-2888
新潟県弁護士会	951-8126	新潟市中央区学校町通 1-1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
富山県弁護士会	930-0076	富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
金沢弁護士会	920-0937	金沢市丸の内 7-36	076-221-0242	076-222-0242
福井弁護士会	910-0004	福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 7 階	0776-23-5255	0776-23-9330
山梨県弁護士会	400-0032	甲府市中央 1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
長野県弁護士会	380-0872	長野市妻科 432	026-232-2104	026-232-3653
岐阜県弁護士会	500-8811	岐阜市端詰町 22	058-265-0020	058-265-4100
静岡県弁護士会	420-0853	静岡市葵区追手町 10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
愛知県弁護士会	460-0001	名古屋市中区三の丸 1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
三重弁護士会	514-0036	津市丸之内養生町 1-1	059-228-2232	059-227-4675
滋賀弁護士会	520-0051	大津市梅林 1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
京都弁護士会	604-0971	京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
大阪弁護士会	530-0047	大阪市北区西天満 1-12-5	0570-783-748	06-6364-0252
兵庫県弁護士会	650-0016	神戸市中央区橋通 1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
奈良弁護士会	630-8237	奈良市中筋町 22 番地の 1	0742-22-2035	0742-23-8319
和歌山弁護士会	640-8144	和歌山市四番丁 5	073-422-4580	073-436-5322
鳥取県弁護士会	680-0011	鳥取市東町 2 丁目 221 番地	0857-22-3912	0857-22-3920
島根県弁護士会	690-0886	松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7 階	0852-21-3225	0852-21-3398

弁護士会名	〒	住所	電話	F A X
岡山弁護士会	700-0807	岡山市北区南方 1-8-29	086-223-4401	086-223-6566
広島弁護士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 2-73	082-228-0230	082-228-0418
山口県弁護士会	753-0045	山口市黄金町 2-15	083-922-0087	083-928-2220
徳島弁護士会	770-0855	徳島市新蔵町 1-31	088-652-5768	088-652-3730
香川県弁護士会	760-0033	高松市丸の内 2-22	087-822-3693	087-823-3878
愛媛弁護士会	790-0003	松山市三番町 4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
高知弁護士会	780-0928	高知市越前町 1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
福岡県弁護士会	810-0044	福岡市中央区六本松 4 丁目 2-5	092-741-6416	092-715-3207
佐賀県弁護士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
長崎県弁護士会	850-0875	長崎市栄町 1-25 長崎 MSビル 4 階	095-824-3903	095-824-3967
熊本県弁護士会	860-0844	熊本市中央区水道町 9-8	096-325-0913	096-325-0914
大分県弁護士会	870-0047	大分市中島西 1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
宮崎県弁護士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
鹿児島県弁護士会	892-0815	鹿児島市易居町 2-3	099-226-3765	099-223-7315
沖縄弁護士会	900-0014	那覇市松尾 2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

## (2) 司法書士

各地の司法書士会では、第6章6-1(2)に紹介されている業務につき、各種相談に応じるための相談窓口を設置しています(表6-3)。例えば、上記の業務内容や費用に関する相談や、所有者探索や各種制度に関する紹介のほか、死亡届が提出された際の、その他必要となる届出に関する相談など、一般の方のみならず、地方自治体や農業委員会、森林組合からの相談も受け付けています。また、市民の司法アクセスの機会をより充実させるために、全国各地の司法書士会に総合相談センターを設置しています。

([https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center\\_list/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center_list/))

ここでは司法書士会の連絡先を紹介します。なお、対応可能な相談内容や全国司法書士総合相談センターに関する最新情報は、事前に各司法書士会に確認してください。

なお、本ガイドラインに関する相談は無料で受け付けています。また、不定期ではありますが、年に数回無料相談会が開催される場合もありますので、司法書士会にお問い合わせください。

### <参考>

これまでに法務局・司法書士会・土地家屋調査士会へ寄せられた質問事項の例：

- ・被相続人が外国人であって、相続人を特定できない場合、どのように対処すればよいか。
- ・地番の存在しない位置(無番地)にある建物及び土地の所有権は誰がもっているのか。
- ・全ての相続権者が相続放棄をした場合、どうなるのか。
- ・相続人不存在となっている建物の庭から草木が隣家へ越境しており問題となっている。この場合、市はどこに是正を頼めばよいか。

表6-3:司法書士会一覧(2025年5月1日現在)

司法書士会名	〒	住 所	電 話
札幌司法書士会	060-0051	札幌市中央区南一条東1丁目3番地 パークイースト 札幌2階	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町6-28	024-534-7502

山形県司法書士会	990-0021	山形県山形市小白川町 1 - 16-26	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2 - 12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6 - 3 - 4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3 - 5 - 16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区四谷本塩町 4 - 37 司法書士会館 2 F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1 番地	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3 - 16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1 - 3 - 16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1 - 4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1 - 5 - 4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1 - 6 - 7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口 1 丁目 11 番地 15	025-244-5121
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5 - 10 - 1	058-246-1568
福井県司法書士会	918-8112	福井市下馬二丁目 314 番地 司調合同会館	0776-43-0601
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4 - 10 - 18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1 - 3 - 16 エスポワール神通 3 F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川 上ル五丁目 232 番地の 1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7 - 5 滋賀県司調会館 2 F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568

広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市殿町 383 番地 山陰 中央ビル 5 階	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0874	長崎市魚の町 3 番 33 号 長崎県建設総合会館本館 6 階	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	892-0823	鹿児島市住吉町 13-1 ハー バーフロントビル 4 F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16 -33	098-867-3526

### (3) 土地家屋調査士

各地の土地家屋調査士会において、地方自治体等からの相談を受け付けています(表6-4)。よくある相談としては、公共事業による用地取得を行う場合で、当該土地の登記簿の表題部所有者が特定できない場合(次の①～⑥)の対応や、空き家の敷地に関する相談が挙げられます。

- ① 氏名のみが記録されているもの
- ② 氏名としてA外何名と記録され、共同人名票が備え付けられているもの
- ③ 氏名としてA外何名と記録され、共同人名票が備え付けられていないもの
- ④ 村持などのような特殊な記録がされているもの
- ⑤ 不完全な住所が記録されているもの
- ⑥ 氏名及び住所が記録されていないもの

表6-4:土地家屋調査士会一覧(2025年4月11日現在)

土地家屋調査士会	〒	所在地	電話・FAX
札幌土地家屋調査士会	064-0804	札幌市中央区南四条西六丁目8番地 晴ればれビル8F	☎(011)271-4593 FAX(011)222-4379
函館土地家屋調査士会	040-0033	函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階	☎(0138)23-7026 FAX(0138)23-4486
旭川土地家屋調査士会	070-0032	旭川市二条通十七丁目465番地1	☎(0166)22-5530 FAX(0166)23-0868
釧路土地家屋調査士会	085-0833	釧路市宮本一丁目2番4号	☎(0154)41-3463 FAX(0154)43-2045
青森県土地家屋調査士会	030-0821	青森市勝田一丁目1番15号	☎(017)722-3178 FAX(017)775-7067
岩手県土地家屋調査士会	020-0816	盛岡市中野一丁目20番33号	☎(019)622-1276 FAX(019)622-1281
宮城県土地家屋調査士会	980-0802	仙台市青葉区二日町18番3号	☎(022)225-3961 FAX(022)213-8485
秋田県土地家屋調査士会	010-0951	秋田市山王六丁目1番13号 山王プレスビル4階	☎(018)824-0324 FAX(018)865-6488
山形県土地家屋調査士会	990-0041	山形市緑町一丁目4番35号	☎(023)632-0842 FAX(023)632-0841
福島県土地家屋調査士会	960-8131	福島市北五老内町4番22号	☎(024)534-7829 FAX(024)535-7617

土地家屋調査士会	〒	所在地	電話・FAX
茨城土地家屋調査士会	319-0312	水戸市大足町1078番地の1	☎(029)259-7400 FAX(029)259-7403
栃木県土地家屋調査士会	320-0071	宇都宮市野沢町3番地3 犬塚商事ビル1F	☎(028)621-4734 FAX(028)627-3794
群馬土地家屋調査士会	379-2141	前橋市鶴光路町19番地2	☎(027)288-0033 FAX(027)265-6810
埼玉土地家屋調査士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂四丁目14番1号	☎(048)862-3173 FAX(048)862-0916
千葉県土地家屋調査士会	260-0024	千葉市中央区中央港一丁目23番25号	☎(043)204-2312 FAX(043)204-2313
東京土地家屋調査士会	101-0061	千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館	☎(03)3295-0587 FAX(03)3295-4770
神奈川県土地家屋調査士会	220-0003	横浜市西区楠町18番地	☎(045)312-1177 FAX(045)312-1277
新潟県土地家屋調査士会	951-8068	新潟市中央区上大川前通六番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階	☎(025)378-5005 FAX(025)225-5678
富山県土地家屋調査士会	930-0856	富山市牛島新町8番22号	☎(076)432-2516 FAX(076)432-2529
石川県土地家屋調査士会	921-8013	金沢市新神田三丁目9番27号	☎(076)291-1020 FAX(076)291-1371
福井県土地家屋調査士会	918-8112	福井市下馬二丁目314番地 合同会館2階	☎(0776)33-2770 FAX(0776)33-2788
山梨県土地家屋調査士会	400-0043	甲府市国母八丁目13番30号	☎(055)228-1311 FAX(055)228-1312
長野県土地家屋調査士会	380-0872	長野市大字南長野妻科399番地2	☎(026)232-4566 FAX(026)232-4601
岐阜県土地家屋調査士会	500-8115	岐阜市田端町1番地12	☎(058)245-0033 FAX(058)248-1898



土地家屋調査士会	〒	所在地	電話・FAX
静岡県土地家屋調査士会	422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目16番10号	☎(054) 282-0600 FAX(054) 282-0650
愛知県土地家屋調査士会	451-0043	名古屋市西区新道一丁目2番25号	☎(052) 586-1200 FAX(052) 586-1222
三重県土地家屋調査士会	514-0065	津市河辺町3547番地2	☎(059) 227-3616 FAX(059) 225-2930
滋賀県土地家屋調査士会	520-0056	大津市末広町7番5号 滋賀県司調会館	☎(077) 525-0881 FAX(077) 522-8443
京都土地家屋調査士会	604-0984	京都市中京区竹屋町通富小路東入 魚屋町439番地	☎(075) 221-5520 FAX(075) 251-0520
大阪土地家屋調査士会	540-0023	大阪市中央区北新町3番5号	☎(06) 6942-3330 FAX(06) 6941-8070
兵庫県土地家屋調査士会	650-0017	神戸市中央区楠町二丁目1番1号	☎(078) 341-8180 FAX(078) 341-8115
奈良県土地家屋調査士会	630-8305	奈良市東紀寺町二丁目7番2号	☎(0742) 22-5619 FAX(0742) 24-1269
和歌山県土地家屋調査士会	640-8144	和歌山市四番丁7番地	☎(073) 421-1311 FAX(073) 436-8101
鳥取県土地家屋調査士会	680-0022	鳥取市西町一丁目314番地1	☎(0857) 22-7038 FAX(0857) 24-3633
島根県土地家屋調査士会	690-0826	松江市学園南一丁目2番1号 くにびきメッセ3階	☎(0852) 23-3520 FAX(0852) 27-1051
岡山県土地家屋調査士会	700-0807	岡山市北区南方二丁目1番6号	☎(086) 222-4606 FAX(086) 225-2018 info@okayama-
広島県土地家屋調査士会	732-0057	広島市東区二葉の里一丁目2番44号	☎(082) 567-8118 FAX(082) 567-8558

土地家屋調査士会	〒	所在地	電話・FAX
山口県土地家屋調査士会	753-0042	山口市惣太夫町2番2号	☎(083)922-5975 FAX(083)925-8552
徳島県土地家屋調査士会	770-0823	徳島市出来島本町二丁目42番地5	☎(088)626-3585 FAX(088)626-3027
香川県土地家屋調査士会	760-0033	高松市丸の内9番29号	☎(087)821-1836 FAX(087)822-3410
愛媛県土地家屋調査士会	790-0062	松山市南江戸一丁目4番14号 合同会館3F	☎(089)943-6769 FAX(089)943-6779
高知県土地家屋調査士会	780-0928	高知市越前町二丁目7番11号	☎(088)825-3132 FAX(088)873-3018
福岡県土地家屋調査士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号	☎(092)741-5780 FAX(092)731-5202
佐賀県土地家屋調査士会	840-0041	佐賀市城内二丁目11番10-1号	☎(0952)24-6356 FAX(0952)24-6349
長崎県土地家屋調査士会	850-0031	長崎市桜町7番6号 サンガーデン桜町101号	☎(095)828-0009 FAX(095)828-2629
熊本県土地家屋調査士会	862-0970	熊本市中央区渡鹿三丁目14番21号	☎(096)372-5031 FAX(096)372-5057
大分県土地家屋調査士会	870-0045	大分市城崎町二丁目3番10号	☎(097)532-7709 FAX(097)536-4088
宮崎県土地家屋調査士会	880-0803	宮崎市旭二丁目2番2号	☎(0985)27-4849 FAX(0985)27-4898
鹿児島県土地家屋調査士会	892-0828	鹿児島市金生町4番10号 アーバンス クエア鹿児島ビル4階	☎(099)203-0088 FAX(099)203-0688
沖縄県土地家屋調査士会	900-0021	那覇市泉崎二丁目1番地4 大建ハーバービューマンション401	☎(098)834-7599 FAX(098)854-8131

#### (4) 行政書士

行政書士に相談を希望される場合は各地の行政書士会にお問い合わせのうえ、相談先をご確認ください(表6-5)。

また、全国で随時無料相談会を実施しておりますので、そちらについてもお問い合わせください。

表 6-5 : 行政書士会一覧 (2025 年 6 月 5 日現在)

行政書士 会名	〒	住所		電話	FAX	メールアドレス
北海道行政書士会	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西10-1-6	北海道行政書士会館	011-221-1221	011-281-4138	gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
秋田県行政書士会	010-0951	秋田県秋田市山王4-4-14	秋田県教育会館3F	018-864-3098	018-865-3771	info@akitaken-gyoseishoshi.or.jp
岩手県行政書士会	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-3-6	農林会館5F	019-623-1555	019-651-9655	info@iwate-gyosei.jp
青森県行政書士会	030-0966	青森県青森市花園1-7-16		017-742-1128	017-742-1422	aomori-kai@gyosei.or.jp
福島県行政書士会	963-8877	福島県郡山市堂前町10番10号		024-973-7161	024-973-7174	info@fukushima-gyosei.jp
宮城県行政書士会	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-5		022-261-6768	022-261-0610	mg-info@miyagi-gyosei.or.jp
山形県行政書士会	990-2432	山形県山形市荒楯町1-7-8	山形県行政書士会館	023-642-5487	023-622-7624	info@y-gyosei.jp
東京都行政書士会	153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6	行政書士会館1F	03-3477-2881	03-3463-0669	webmaster@tokyo-gyosei.com
神奈川県行政書士会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2	産業貿易センタービル7F	045-641-0739	045-664-5027	gyosei@kana-gyosei.or.jp

行政書士 会名	〒	住所		電話	FAX	メールアドレス
千葉県行政書士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-13-10	千葉県教育会館 4F	043-227-8009	043-225-8634	gn-chiba@chiba-gyosei.or.jp
茨城県行政書士会	310-0852	茨城県水戸市笠原町 978-25	茨城県開発公社ビル 5F	029-305-3731	029-305-3732	info@ibaraki-gyosei.or.jp
栃木県行政書士会	320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町 1-22	栃木県行政書士会館	028-635-1411	028-635-1410	gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
埼玉県行政書士会	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-11-11	埼玉県行政書士会会館	048-833-0900	048-833-0777	sglsa@nth.biglobe.ne.jp
群馬県行政書士会	371-0017	群馬県前橋市日吉町 1-8-1	前橋商工会議所 4F	027-234-3677	027-233-2943	office@gunma-gyosei.jp
長野県行政書士会	380-0836	長野県長野市南県町 1009-3	長野県行政書士会館	026-224-1300	026-224-1305	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
山梨県行政書士会	400-0031	山梨県甲府市丸の内 3-27-5	山梨県行政書士会館	055-237-2601	055-235-6837	office@y-gyosei.jp.org
静岡県行政書士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町 2-113	静岡県行政書士会館	054-254-3003	054-254-9368	shizuoka@sz-gyosei.jp
新潟県行政書士会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口 3-4-8	新潟県行政書士会館	025-255-5225	025-249-5311	info@niigata-gyousei.or.jp
愛知県行政書士会	461-0004	愛知県名古屋市東区葵 1-15-30	愛知県行政書士会館	052-931-4068	052-932-3647	info@aichi-gyosei.or.jp
岐阜県行政書士会	500-8113	岐阜県岐阜市金園町 1-16	N C リンクビル 3F	058-263-6580	058-264-9829	honkai@gifu-gyosei.or.jp

行政書士 会名	〒	住所		電話	FAX	メールアドレス
三重県行 政書士会	514- 0006	三重県津市広明町 328 番地	津ビル 2 階	059- 226- 3137	059- 226- 4707	info@mie-gyoseisyoshi.jp
福井県行 政書士会	910- 0005	福井県福井市大手 3 丁目 4 番 1 号	福井放送会館 3 階 K 室	0776- 27- 7165	0776- 26- 6203	gn-fukui@mtc.biglobe.ne.jp
石川県行 政書士会	920- 8203	石川県金沢市鞍月 2-2	石川県繊維会館 3F	076- 268- 9555	076- 268- 9556	office@ishikawagyousei.org
富山県行 政書士会	930- 0085	富山県富山市丸の 内 1-8-15	余川ビル 2F	076- 431- 1526	076- 431- 0645	gytmaebf@image.ocn.ne.jp
滋賀県行 政書士会	520- 0056	滋賀県大津市末広 町 2-1	滋賀県行政書士 会館	077- 525- 0360	077- 528- 5606	shigakai@gyosei-shiga.or.jp
大阪府行 政書士会	540- 0024	大阪府大阪市中央 区南新町 1-3-7		06- 6943- 7501	06- 6941- 5497	info@osaka-gyoseishoshi.or.jp
京都府行 政書士会	601- 8034	京都府京都市南区 東九条南河辺町 85- 3		075- 692- 2500	075- 692- 3600	info@kyoto-shoshi.jp
奈良県行 政書士会	630- 8241	奈良県奈良市高天 町 10-1	(株) T.T. ビル 3F	0742- 95- 5400	0742- 26- 6400	gyosei@gyoseinara.or.jp
和歌山県 行政書士 会	640- 8155	和歌山県和歌山市 九番丁 1	中谷ビル 2F	073- 432- 9775	073- 432- 9787	waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
兵庫県行 政書士会	650- 0044	兵庫県神戸市中央 区東川崎町 1-1-3	神戸クリスタル タワー13 階	078- 371- 6361	078- 371- 4715	gyoseishoshi@hyogokai.or.jp
鳥取県行 政書士会	680- 0845	鳥取県鳥取市富安 2-159	久本ビル 5F	0857- 24- 2744	0857- 24- 8502	gyosei-tottori@gyosei.or.jp

行政書士 会名	〒	住所		電話	FAX	メールアドレス
島根県行政書士会	690-0888	島根県松江市北堀町15番地	島根県北堀町団体ビル2F	0852-21-0670	0852-27-8244	clerk@kyoninka.or.jp
岡山県行政書士会	700-0816	岡山県岡山市北区富田町一丁目7番15号	富田町ビル2F	086-222-9111	086-222-9150	jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
広島県行政書士会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18	広島クリスタルプラザ10F	082-249-2480	082-247-4927	info@mail.hiroshima-kai.org
山口県行政書士会	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番2号	山口県土地家屋調査士会館3F	083-924-5059	083-924-5197	gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp
香川県行政書士会	761-0301	香川県高松市林町2217-15	香川産業頭脳化センター4F 407号	087-866-1121	087-866-1018	gyosei-gyomu@k-gyosei.net
徳島県行政書士会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-1-8	(マリニピア沖洲内)	088-679-4440	088-679-4443	gn-tokushima@ked.biglobe.ne.jp
高知県行政書士会	780-0935	高知県高知市旭町2-59-1	アサヒプラザ2F	088-802-2343	088-873-4447	info@kochi-gyosei.jp
愛媛県行政書士会	790-0877	愛媛県松山市錦町98-1	愛媛県行政書士会館	089-946-1444	089-941-7051	ehime@e-gyosei.or.jp
福岡県行政書士会	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園2-31	福岡県行政書士会館	092-641-2501	092-641-2503	soumu@gyosei-fukuoka.or.jp
佐賀県行政書士会	849-0937	佐賀県佐賀市鍋島3-15-23	佐賀県行政書士会館	0952-36-6051	0952-32-0227	sagaslct@orange.ocn.ne.jp
長崎県行政書士会	850-0031	長崎県長崎市桜町3-12	中尾ビル5F	095-826-5452	095-828-2182	info@gyosei-nagasaki.com

行政書士 会名	〒	住所		電話	FAX	メールアドレス
熊本県行政書士会	862- 0956	熊本県熊本市中央 区水前寺公園 13-36		096- 385- 7300	096- 385- 7333	info@kumagyou.jp
大分県行政書士会	870 0045	大分県大分市城崎 町 1-2-3	大分県住宅供給 公社ビル 3F	097- 537- 7089	097- 535- 0622	oita7089@kjb.biglobe.ne.jp
宮崎県行政書士会	880- 0013	宮崎県宮崎市松橋 1 丁目 2-18	新井ビル 2F	0985- 24- 4356	0985- 29- 4195	info@mz-gyousei.org
鹿児島県行政書士会	890 -0062	鹿児島県鹿児島市 与次郎 2-4-35	KSC 鴨池ビル 202 号	099- 253- 6500	099- 213- 7033	kyousei@po.minc.ne.jp
沖縄県行政書士会	901- 2132	沖縄県浦添市伊祖 4-6-2	沖縄県行政書士 会館	098- 870- 1488	098- 876- 8411	gyousei@rice.ocn.ne.jp

(5) 税理士

全国の税理士会において、無料税務相談会、講演会、税金セミナーなどを実施しています。詳細は各税理士会にお問い合わせください。

また、税理士情報検索サイトにおいて、日本税理士会連合会に現在登録されている税理士及び税理士法人の情報をご覧いただけます。こちらから直接、税理士に連絡することも可能です。

(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)

表 6-6 : 税理士会一覧 (2025 年 7 月 17 日現在)

税理士会名	〒	所在地	電話	管轄
日本税理士会連合会	141-0032	東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 8 階	03-5435-0931	-
東京税理士会	151-8568	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 東京税理士会館	03-3356-4461	東京都
東京地方税理士会	220-0022	神奈川県横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 7 階	045-243-0511	神奈川県、山梨県
千葉県税理士会	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1-16-12 税理士会館 3 階	043-243-1201	千葉県
関東信越税理士会	330-0842	埼玉県さいたま市大宮区浅間町 2-7	048-643-1661	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県
近畿税理士会	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町 1-5-4	06-6941-6886	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
北海道税理士会	064-8639	北海道札幌市中央区北 3 条西 20 丁目 2-28 北海道税理士会館 3 階	011-621-7101	北海道
東北税理士会	984-0051	宮城県仙台市若林区新寺 1-7-41	022-293-0503	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
名古屋税理士会	464-0841	愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4 階	052-752-7711	愛知県のうち名古屋市、清須市、北名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、長久手市、西春日井郡、愛知郡、及び知多郡並びに岐阜県
東海税理士会	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 22 階	052-581-7508	愛知県(名古屋税理士会に係る区域を除く。)、静岡県、三重県
北陸税理士会	920-0022	石川県金沢市北安江 3-4-6	076-223-1841	石川県、福井県、富山県
中国税理士会	730-0036	広島県広島市中区袋町 4-15	082-246-0088	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県



税理士会名	〒	所在地	電話	管轄
四国税理士会	760 -0017	香川県高松市番町 2-7-12	087- 823-2515	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州北部税理士会	812- 0016	福岡県福岡市博多区博多駅南 1- 13-21	092- 473-8761	福岡県、佐賀県、長崎県
南九州税理士会	862- 0971	熊本県熊本市中央区大江 5-17-5	096- 372-1151	熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
沖縄税理士会	901- 0152	沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖 縄産業支援センター7 階	098- 859-6225	沖縄県

(6) 不動産鑑定士

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 業務課

〒105-0001

所在：東京都港区虎ノ門3丁目11番15号 SVAX TTビル9階

電話番号：03-3434-2301

表 6-7：不動産鑑定士協会一覧（2025年6月20日現在）

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
北海道	北海道	060-0001	札幌市中央区北1条西3-3 S T V時計台通ビル1 F 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会	011-222-8145 FAX 011-222-8146 info@harea.or.jp
東北	青森	030-0861	青森市長島1-3-22 長和ビルA 2F 203 公益社団法人青森県不動産鑑定士協会	017-752-0840 FAX 017-752-0841 aomorifk@themis.ocn. .ne.jp
	岩手	020-0022	盛岡市大通1-3-4 宏陽ビル6F 一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会	019-604-3070 FAX 019-622-8485 ihkk@kantei-iwate.jp
	宮城	980-0802	仙台市青葉区二日町6-26 V I P仙台二日町2 08 一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会	022-265-7641 FAX 022-265-7642 marea@abeam.ocn.ne. jp
	秋田	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル4F エルグ不動産鑑定(株)内 一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会	090-6988-3241 FAX 018-862-4623 kyoukai@akita- kanteishi.sakura.ne. .jp
	山形	990-2412	山形市松山3-10-11 月田不動産鑑定事務所 内 一般社団法人山形県不動産鑑定士協会	023-631-5390 FAX 023-633-3550 info@yamagata- kanteishi.or.jp
	福島	963-8025	郡山市桑野2-5-1 桑野ビル2F 公益社団法人福島県不動産鑑定士協会	024-931-4360 FAX 024-995-5571 fkantei@joy.ocn.ne. jp

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
関東 甲信	茨城	310-0836	水戸市元吉田町1041-4 サンビル5F 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会	029-246-1222 FAX 029-246-1221 toyokazu-s@ibaraki-kanteishi.or.jp
	栃木	321-0953	宇都宮市東宿郷4-2-20 KDビル5F 公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会	028-639-0556 FAX 028-639-9411 jimu_kyoku@kanteishi.or.jp
	群馬	371-0025	前橋市紅雲町1-7-12 群馬県住宅供給公社ビル3F 公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会	027-243-3077 FAX 027-243-3071 kantei-gunma@kantei-gunma.jp
	埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4-1-1 浦和システムビルヂング5F 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会	048-789-6000 FAX 048-789-6160 sec07@sfkk.or.jp
	千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル5F 公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会	043-222-7588 FAX 043-222-9528 care@apricot.ocn.ne.jp
	神奈川	231-0012	横浜市中区相生町1-3 モアグラウンド関内ビル6F 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会	045-661-0280 FAX 045-661-0263 info@kfkk.or.jp
	山梨	400-0032	甲府市中央2-13-20 川上ビル2F 一般社団法人山梨県不動産鑑定士協会	055-221-2380 FAX 055-221-2381 info@ykantei.org
	長野	380-0936	長野市岡田町124-1 (株)長水建設会館2F 一般社団法人長野県不動産鑑定士協会	026-225-5228 FAX 026-225-5238 kenkantei.nagano@nrknet.org
	東京	東京	105-0001	東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル3F 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
北陸	新潟	951-8068	新潟市中央区上大川前通7番町1237-4 北越ビル5F 公益社団法人新潟県不動産鑑定士協会	025-225-2873 FAX 025-224-8188 bukai@aioros.ocn.ne.jp
	富山	930-0029	富山市本町3-25 富山本町ビル7F 一般社団法人富山県不動産鑑定士協会	076-471-5712 FAX 076-471-5713 spy44h89@wit.ocn.ne.jp
	石川	920-0901	金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル501 公益社団法人石川県不動産鑑定士協会	076-232-0304 FAX 076-232-0306 i-kanteishi-k@trad.ocn.ne.jp
	福井	910-0006	福井市中央1-3-1 加藤ビル2F 公益社団法人福井県不動産鑑定士協会	0776-21-0501 FAX 0776-21-0525 info@fukui-kanteishi.or.jp
中部	岐阜	500-8847	岐阜市金宝町2-5-1 國井ビル3F 公益社団法人岐阜県不動産鑑定士協会	058-201-2411 FAX 058-201-2422 kyoukai@kantei-gifu.or.jp
	静岡	420-0858	静岡市葵区伝馬町18-11 公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	054-253-6715 FAX 054-253-6716 s-kantei@adagio.ocn.ne.jp
	愛知	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル3F 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	052-241-6636 FAX 052-241-6680 info@aichi-kanteishi.or.jp
	三重	514-0021	津市万町津203 三重県不動産鑑定士会館 一般社団法人三重県不動産鑑定士協会	059-229-3671 FAX 059-229-3648 m-kantei@zvtv.ne.jp

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
近畿	滋賀	520-0043	大津市中央 3-1-8 大津第一生命ビル 10F 公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会	077-526-1172 FAX 077-521-4406 siga-area@luck. ocn.ne.jp
	京都	604-8181	京都市中京区間之町通御池下る綿屋町 520-1 京 ビル 2号館 6F 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	075-211-7662 FAX 075-211-7706 info@kantei-kyoto. or.jp
	大阪	550-0011	大阪市西区阿波座 1-6-1 JMFビル西本町 01 8F 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	06-6586-6554 FAX 06-6586-6401 gr_reaosaka@rea- osaka.jp
	兵庫	650-0011	神戸市中央区下山手通 3-12-1 トア山手プラザ 807 公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会	078-325-1023 FAX 078-325-1022 hyokan@earth.ocn. .ne.jp
	奈良	630-8115	奈良市大宮町 5-4-12 新奈良ビル 公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会	0742-35-6964 FAX 0742-35-4900 narea@air.ocn.ne.jp
	和歌山	640-8156	和歌山市七番丁 17 和歌山朝日ビル 5F 一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会	073-402-2435 FAX 073-402-2441 w-reaa03@triton. ocn.ne.jp

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
中国	鳥取	680-0031	鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所 ビル2F 公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会	0857-29-3074 FAX 0857-29-3071 tori-kan@hal.ne.jp
	島根	690-0886	松江市母衣町55-4 公益社団法人島根県不動産鑑定士協会	0852-28-7115 FAX 0852-28-7112 bz001297@kantei-shimane.or.jp
	岡山	700-0815	岡山市北区野田屋町2-11-13-301 公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会	086-231-4711 FAX 086-221-1702 area-okayama@mx9.tiki.ne.jp
	広島	730-0013	広島市中区八丁堀6-10 アセンド八丁堀5F 公益社団法人広島県不動産鑑定士協会	082-228-5100 FAX 082-227-0065 kantei@hfkk.jp
	山口	754-0021	山口市小郡黄金町11-4 公益社団法人山口県不動産鑑定士協会	083-973-1051 FAX 083-973-1048 kantei11@mx52.tiki.ne.jp
四国	徳島	770-0847	徳島市幸町1-21 KークレストI 公益社団法人徳島県不動産鑑定士協会	088-623-7244 FAX 088-623-7250 toku@tokushima-kanteishi.or.jp
	香川	760-0022	高松市西内町3-7 森ビル2F 公益社団法人香川県不動産鑑定士協会	087-822-8785 FAX 087-822-8158 k-kagawa@chive.ocn.ne.jp
	愛媛	790-0003	松山市三番町4-8-7 第5越智ビル6F 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	089-941-8827 FAX 089-945-1301 rea@kantei-ehime.or.jp
	高知	780-0926	高知市大膳町1-24 (有) 瑞穂不動産鑑定内 一般社団法人高知県不動産鑑定士協会	088-823-0354 FAX 088-823-0445 kantei-kochi@ca.pikara.ne.jp

地域	都道府県	〒	連絡先	電話番号 FAX 番号
九州	福岡	812-0038	福岡市博多区祇園町1-40 大樹生命福岡祇園ビル 8F 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会	092-283-6255 FAX 092-283-6256 f-app@mua.biglobe. ne.jp
	佐賀	840-0804	佐賀市神野東4-7-24 江頭ビル2F 公益社団法人佐賀県不動産鑑定士協会	0952-97-6958 FAX 0952-97-6959 sagakan@axel.ocn.ne. .jp
	長崎	850-0032	長崎市興善町4-6 田都ビル3F 公益社団法人長崎県不動産鑑定士協会	095-822-3471 FAX 095-822-7992 fk-naga@atbb.ne.jp
	熊本	862-0950	熊本市中央区水前寺6-5-19 公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会	096-385-5020 FAX 096-385-0165 k-az5020@eagle. ocn.ne.jp
	大分	870-0047	大分市中島西1-2-24 日宝グランディ中島20 3 公益社団法人大分県不動産鑑定士協会	097-534-9377 FAX 097-534-9399 oitakan1@extra.ocn. ne.jp
	宮崎	880-0803	宮崎市旭1-7-12 エスポワール宮崎県庁通り2 03 公益社団法人宮崎県不動産鑑定士協会	0985-29-3389 FAX 0985-29-3392 m-kantei@mnet.ne.jp
	鹿児島	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-5 前田ビル4F 公益社団法人鹿児島県不動産鑑定士協会	099-206-4849 FAX 099-258-0389 app-0046@po.minc. ne.jp
	沖縄	900-0033	那覇市久米2-16-19 公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会	098-867-6275 FAX 098-869-9181 info@fudousan- kanteishi.okinawa